

報告第21号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月14日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第15号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和3年9月1日

つくば市長 五十嵐立青

損害賠償額の決定及び和解について

公務中における物損事故に関し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

1 事故発生の日時

令和3年7月28日 午前10時55分頃

2 事故発生の場所

つくば市

3 相手方

(1) 住所 つくば市

(2) 氏名

4 事故の概要

上記日時場所において救急活動に際し、傷病者宅の和室入口の障子ガラスに搬送用資機材（スクープストレッチャー）を接触させ、当該障子ガラス2枚を破損させたもの

5 損害賠償額

金18,150円

6 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金18,150円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。